

申第5号に対する窓口説明 全社的に影響が無かったの で労使協議は開催しない!!? 倒木の責任は会社にもあるはずだ!

7月13日、申第5号「東海道新幹線における倒木事故に関する申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。会社は「全社にまたがるものではなく、新幹線に特化した事象」「新幹線地本の窓口には説明している」として業務委員会の開催をしないと説明しました。

しかし、東海道新幹線に約1時間の遅延を発生させた今回の倒木事故は、今後も発生する可能性のあるもので、労使でしっかりと協議すべき問題です。安全と労働組合を軽視する会社の姿勢は許されるものではありません。本部は会社に対し労使協議の開催を求めましたが、会社の不誠実な姿勢は変わらず対立を確認しました。

申第5号「東海道新幹線における倒木事故に関する申し入れ」

報道機関は、6月14日9時5分頃、静岡県牧之原市切山の東海道新幹線静岡―掛川間において、高さ約15メートルの木が線路内に倒れ、名古屋発東京行き「こだま634号」の先頭車両ボンネットに接触し、上り線で運転を一時見合わせるという事故が発生したと報じた。この事故では、上り列車19本が最大53分遅れ、乗客約17000人に影響が出たというものであった。

今回は幸いにも負傷者はいなかったが、倒木が列車に接触するという事態は乗務員及び乗客が負傷しかねない、あるいは脱線等の大事故にもなりかねない事象であり、原因の究明と再発防止対策を早急に構築しなければならないと認識する。

従って、下記の通り申し入れるので、会社は真摯に受け止め早急に協議を行うこと。

記

1. 事故の事実関係とその原因について明らかにすること。

2. 事故による被害状況（車両、施設等）と復旧状況について明らかにすること。
3. 同種事故の再発防止対策について明らかにすること。
4. 運転事故や災害による事故が発生した場合は、直ちに労働組合に説明し協議の場を持つこと。

以 上

会社説明

この問題は新幹線鉄事から新幹線地本へ回答している。新幹線に特化した問題であり、全社的に影響があったわけではないので本社・本部間での業務委員会は開催しない。

主なやり取り

組合：新幹線鉄事から新幹線地本へ回答しているというが、労使協議の場は開催されていないではないか。

会社：新幹線鉄事から新幹線地本の窓口には説明している。

組合：新幹線で協議しないのならば、本部・本社間で協議するべきだ。

会社：新幹線に説明したので行わない。

組合：この事故によって新幹線全線に渡って約1時間の遅延が発生した。倒木は今後も発生する可能性がある。原因と再発防止策について労使で協議するべきである。そもそも倒木の原因は何か。

会社：地権者の土地にある木が腐食し、途中から折れて線路側に倒れてきた。

組合：自然に倒れたのか。伐採作業中等に倒れたものではないのか。

会社：その様なことではない。木が腐食し倒れた。

組合：地権者に対して、これまで伐採のお願い等に行っていないのか。

会社：線路に支障の恐れのあるものについては、これまで何度もお願いしている。強制的に伐採することはできない。

組合：その上で、線路に支障が発生した場合は地権者に損害賠償を請求するのか。

会社：今回のケースでは分からない。

組合：車両への影響はどうか。

会社：車両の外側に傷が付いたと聞いているが、窓ガラスが割れたとは聞いていない。修繕も短時間で終了したときいている。

組合：組合では、窓ガラス交換などで数日かかったと聞いている。

会社：大きな損傷はなかったと聞いている。

組合：再発防止策はどのようなのか。

会社：地権者へのお願いをこれまでと同様に行っていく。今回の事象があったことを踏まえて沿線の地権者に伐採、剪定のお願いをしていく。

組合：このような事故や災害があった時は、組合に説明を行うこと。

会社：必要に応じて判断する。

組合：今回の件は組合から申し入れを提出している。労使協議を開催することを強く求める。新幹線地本に対しても労使協議を開催すること。

会社：そのつもりはない。今回の件は全社にまたがるものではないし、新幹線に特化した事象であるので、窓口回答で整理する。

組合：対立を確認する。

以 上